

なるほど!

なっとく!

TPPつぼの壺



中国・北京で TPP 閣僚会合、首脳会議が開催されましたね。TPP 交渉は、今どのような状況なのでしょう。

ナナ



博士

北京での首脳会合後に発表された首脳声明では、「終局が明確になりつつある」とされたものの、交渉妥結の目標時期について言及はなく、交渉は越年する見通しじゃ。今回は、各分野の交渉状況について試してみよう。

1. TPPの交渉状況について

10月から11月にかけて、豪州・キャンベラでの首席交渉官会合を皮切りに、TPP交渉会合が集中的に開催されました。

日程	交渉会合
10月19～24日	首席交渉官会合・分野別会合（豪州・キャンベラ）
25～27日	TPP閣僚会合（豪州・シドニー）
27日	日米閣僚級協議（豪州・シドニー）
28日～11月2日	首席交渉官会合・分野別会合（豪州・シドニー）
11月3、5日	日米二国間実務者協議（自動車：3日、農産物：5日）
11月6、7日	首席交渉官会合（中国・北京）
11月8日	TPP閣僚会合（中国・北京）
11月10日	TPP首脳会議（中国・北京）

11月10日の首脳会議後に発表された「首脳声明」では、「（交渉の）終局が明確になりつつある」、「閣僚及び交渉官に対し…協定を妥結することを最優先とすることを指示した」とされています。

また、首脳声明とともに「環太平洋パートナーシップ貿易閣僚による首脳への報告書」（以下「首脳への報告書」）が発表されました。ここには様々な交渉分野が登場しますが、少し整理すると以下の表のように分けられます。

包括的な市場アクセス	地域全体にまたがる協定	新たな貿易課題	分野横断的な貿易課題
<ul style="list-style-type: none"> 物品市場アクセス サービス 投資 金融サービス 政府調達 経済人の一時的入国 	<ul style="list-style-type: none"> 原産地規則 税関 貿易円滑化 非関税障壁 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル経済の発展を促すルール 国有企業 知的財産 環境 労働 	<ul style="list-style-type: none"> 規制プロセス 市場における雇用 中小企業 透明性確保・腐敗防止 開発・能力構築

考えてみよう! TPPのこと ウェブサイトはこちら <http://www.think-tp.jp/>

TPP 政府対策本部によれば、現在、21 分野・29 チャプター（章）の交渉が行われています。それぞれの進捗度合いについて、TPP 政府対策本部は「合意済み」「ほぼ合意」「進展」「作業中」「進展なし」の5段階評価を行っています。この見立てに加えて、これまでの報道等の内容から推測すると、現時点では以下のような進捗状況になっていると考えられます。

【各分野の進捗状況】

進捗：1（合意済み）・2（ほぼ合意）・3（進展）・4（作業中）・5（進展なし）

章	交渉分野		残されている主な論点	進捗
	1～3 物品市場アクセス			
1	1	物品市場アクセス	・センシティブな農産物の取扱い(日本、カナダ、米国)	3
2	2	原産地規則	・繊維・衣料品・運動靴のヤーン・フォワード原則の例外品目(米国、ベトナム、メキシコ) ・センシティブな品目の取扱い	3
3	3	貿易救済(セーフガード等)	・センシティブな品目の特別措置	2
4	4-1	貿易円滑化		2
5	4-2	税関協力		2
6	5	衛生植物検疫 (SPS)	・紛争当事国間の協議メカニズム後の紛争解決の仕組み(米国等)	2
7	6	貿易の技術的障害 (TBT)		2
8	7	政府調達	・中央政府に限定又は地方政府まで拡大(カナダ) ・バイ・アメリカンの取扱い(カナダ、日本) ・プミプトラ政策の取扱い(マレーシア)	(4)
9	8	知的財産	・医薬品の保護水準と移行の仕組み等(新興国) ・地理的表示(米国、豪州、NZ 等) ・インターネットプロバイダーの責任制限(NZ)	5
10	9-1	競争政策	・農産物輸出補助金(輸出信用・食料援助)の禁止(NZ)	(4)
11	9-2	国有企業	・各国ごとの例外国有企業の選定	4
	10～13 サービス			3または4
12	10	越境サービス		(2)
13	11	経済人の一時的入国		(2)
14	12	金融サービス	・金融機関の外国資本比率の規制撤廃(新興国) ・金融危機等における信用秩序の維持(新興国)	(4)
15	13	電気通信サービス		(2)

章	交渉分野		残されている主な論点	進捗
16	14	電子商取引	・ サーバーの各国への設置義務の禁止 (NZ、豪州)	2
17	15	投資	・ ISD 条項の取扱いー公共目的の規制権限の維持は合意	3または4
18	16	環境	・ 紛争解決の仕組み ・ 猶予期間、キャパシティビルディング (新興国) ・ 漁業補助金の規制(日本、チリ、ペルー、マレーシア)	3
19	17	労働	・ 紛争解決の仕組み ・ 猶予期間	2
18 制度的事項				
20	18-1	定義等		1
21	18-2	施行		(1)
22	18-3	合同委員会		(1)
23	18-4	法令制定手続きの透明性確保、腐敗防止	・ 医薬品の購入する際の薬価決定手続き等(NZ等)	4
24	19	紛争解決	・ 仕組み及び適用対象の章の限定 ・ タバコ製品に関する公衆衛生に係る規制の取扱い	4
25	20	協力・キャパシティビルディング		1
21 分野横断的事項				
26	21-1	規制の一貫性		1
27	21-2	競争力及びビジネス円滑化		2
28	21-3	中小企業		1
29	21-4	開発		1

* 本表は、「環太平洋パートナーシップ貿易関係による首脳への報告書」および TPP 政府対策本部の説明、これまでの報道等をもとに JA 全中において作成。



難航3分野とされていた「知的財産」「国有企業」「環境」のうち、「知的財産」の評価は5（進展なし）となっていますが、他は何らかの進展が見られるようですね。

2. 主要な論点

(1) 難航3分野

TPP 交渉の「終局が明確になりつつある」とされるなかで、「首脳への報告書」において「協定の最も複雑で困難な分野」とされているのが知的財産であり、なかでも、医薬品のデータ保護期間等が論点になっているとされています（前号参照）。

一方、知的財産とともに難航3分野とされていたのが「環境」と「国有企業」です。環境については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関するワシントン条約やオゾン層保護のためのウィーン条約等の多国間協定について、TPPでも義務化するか否か等について議論がなされ、膠着状態が続いていた模様ですが、TPP 政府対策本部は、「シドニー閣僚会合後の首席交渉官会合等において大きな進展があった」としています。

また、TPP 政府対策本部によれば、国有企業について「各国とも規律を設けることには合意済み」で、例外リストに関して議論が行われています。10月のシドニー閣僚会合において、例外リストの収斂に関する作業指針が作成されたため、今後この指針に基づいた作業が進められることとなる見込みであり、「難航分野も知的財産以外は先が見えた」との説明がなされています。

とはいえ、ベトナムの国有企業数は多数に上っており、例外リストを絞り込むのは極めて困難な作業になると見込まれます。また、マレーシアの国有企業は、基幹部門を占め、国策としてのマレーシア人優遇政策（ブミプトラ政策）を推進する機能を担っていることから、調整は難航することが予想されます。

（２）その他

TPP 政府対策本部は、物品市場アクセスの進捗状況について、「日米では、センシティブな品目を中心に、まだ協議が続けられている。日米だけでなく、他国同士でもかなりセンシティブな品目の交渉が残っている」とし、2国間協議が終わらない限り、全体の決着を見通すことはできないとの見解を示しています。

また、ISDSについては、「慎重な意見もあるが…公共の利益のために、投資の受け入れ国が規制権限を行使することは留保される」とし、一定の条件のもと、ISDSを協定に盛り込むという方向性については合意が得られているとの認識を明らかにしています。

3. 今後の日程等

北京でのTPP首脳会議後に発表された首脳声明では、妥結時期については明言されず、「首脳への報告書」では「交渉妥結の正確なタイミングは交渉の中身の進展振りが決する」とされています。

12月7日から米国・ワシントンで首席交渉官会合が開催されるとの報道がされており、今後のスケジュールが示されるかどうか注目されます。



各分野にはまだ多くの問題が残っているようですね。



そうはいつでも、日本の交渉責任者の記者会見によると、日米二国間協議は「9合目」まで来ている。米国の中間選挙が終わり、わが国も衆議院選挙が始まるが、年明け以降、いろいろ動き出す可能性があるぞ。

期限を設けず、国会決議の実現を目指し、粘り強い交渉を行うことが肝要じゃ。